

新型インフルエンザ等対策特別措置規定

熊野吹奏楽団

第一条 この規定は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、かつ、楽団活動に大きな影響を与えることを鑑み、新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザに対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において楽員の生命及び健康を保護し、並びに楽団活動に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

第二条 運営協議委員長は、政府や都道府県並びに市区町村の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を常に把握し、楽員に関する情報を提供しなければならない。

第三条 運営協議会は、政府や地方公共団体等の新型インフルエンザ等に関する基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）に基づき、楽員に楽団の全般的な方針、実施に関する重要事項を定めるものとする。

第四条 政府や地方公共団体等から、楽団活動に関する対処方針が示された場合は、速やかに対処方針を策定し、楽員に通知しなければならない。

第五条 政府より緊急事態宣言が発出された場合は、次の事項を定めなければならない。

- 一 緊急事態宣言対象地域への移動を行った楽員に対する措置
- 二 広島県（以下「本県」という。）が緊急事態宣言対象地域に定められた場合の楽団活動の停止に関する措置
- 三 本県から熊野町（以下「本町」という。）並びに関係機関から報告義務が生じる事項が発生した場合の、報告内容の協議

第六条 政府及び本県並びに本町の対策本部が廃止された場合は、楽団内において定めた措置を解除する。

第七条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施のための手続その他この規定の施行に関し必要な事項は、運営協議会で定める。

第八条 緊急を要し、この規定に定めのないものについては、運営協議委員長により定め、運用するものとする。

附 則

第一条

この規定は、令和3年1月8日から施行する